

5章 軸組工法工事

1節 一般事項

5.1.1 適用範囲

- (a) この章は、柱、横架材等、構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）を軸組工法によって構成する、階数2以下で、かつ、床の積載荷重が住宅の居室程度の建築物に適用する。
- (b) 耐力壁の量、配置等は、特記による。

5.1.2 技術基準

- (a) 構造耐力上主要な部分である木造の継手及び仕口の構造方法は、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1460号）による。
- (b) 面材耐力壁の種類、材料、工法等は、「構造耐力上必要な軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件」（昭和56年6月1日 建設省告示第1100号）による。

5.1.3 基本要求品質

- (a) 軸組工法工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b) 構造材及び下張材は、所定の方法で接合され、継手及び仕口部は、作用する力を伝達できるものであること。また、床にあっては、床鳴りが生じないこと。

5.1.4 木材等

(a) 含水率

構造材及び下張材の工事現場搬入時の含水率は、特記がなければ、20%以下とする。

なお、含水率の測定方法は、4.1.1 [総則] (c)による。

(b) 材質

- (1) 製材は、4.1.2 [材料] (b)の(i)による針葉樹構造用製材、(iii)による針葉樹下地用製材及び(iv)による広葉樹製材とする。
- (2) 構造用集成材は、4.1.2(c)(2)による。
- (3) 化粧張り構造用集成柱は、4.1.2(c)(1)(iii)による。
- (4) 構造用単板積層材は、4.1.2(d)(2)による。
- (5) 丸太は、4.1.2(a)により、すべて皮はぎ材とする。
- (6) 構造用合板は、4.1.2(f)(ii)による。
- (7) 構造用パネルは、4.1.2(e)による。
- (8) パーティクルボードは、4.1.2(h)(vi)による。
- (9) MDFは、4.1.2(h)(iv)による。
- (10) ハードボードは、4.1.2(h)(iii)による。
- (11) 硬質木片セメント板は、4.1.2(h)(i)による。
- (12) せっこうボードは、4.1.2(h)(vii)による。
- (13) せっこうラスボード、4.1.2(h)(viii)による。
- (14) シーリングボードは、4.1.2(h)(v)による。
- (15) ラスシートは、4.1.2(h)(ii)による。

(c) 樹種

部材ごとの樹種は、特記による。特記がなければ、表5.1.1を標準とする。

表5.1.1 樹種

部 材 名 称			樹 種
軸 組	土台（火打土台を含む）		ひのき、杉、ひば、えぞ松、とど松、から松、米つが、米松、米ひ、米杉
	柱類（通し柱）		ひのき、杉、ひば、米ひ、米杉、米つが、米松、えぞ松、とど松、から松、スプルース
	桁類（敷桁・軒桁・間仕切桁等）		米松、杉、赤松、ひのき、えぞ松、とど松、から松、米つが、米杉
	胴差・胴つなぎ		米松、杉、赤松、ひのき、えぞ松、とど松、から松
	筋かい・貫		米松、杉、米つが、ひのき、えぞ松、とど松、から松
	間柱・まぐさ・窓台・その他		杉、米つが、米松、えぞ松、とど松、から松
小 屋 組	小屋梁類（丸太）		赤松、米松、杉
	小屋梁類（ひき角）		赤松、米松、米つが、杉
	小屋束・火打梁		杉、米松、米つが、ひのき、えぞ松、とど松、から松
	筋かい類・振れ止め		杉、米松、米つが、ひのき、えぞ松、とど松、から松、赤松、米松
	棟木・母屋・隅木・谷木		米つが、米松、杉、えぞ松、とど松、から松
	垂木・垂木掛		米つが、米松、杉、ひのき、えぞ松、とど松、から松
屋根 野地等	鼻隠・破風板・ 広小舞・登りよど ・野地板	化粧の場合	杉、ひのき、米松、米つが、えぞ松、とど松、から松
		見え隠れの場合	杉、赤松、えぞ松、とど松、から松
床 組	床梁類（大梁・小梁）		米松、赤松、杉、えぞ松、とど松、から松
	火打梁・床束・大引（転ばし大引）		米松、赤松、杉、ひのき、えぞ松、とど松、から松、ひば、米ひ、米ひば、米つが
	大引受・根太掛・根太		米松、赤松、杉、ひのき、えぞ松、とど松、から松
構造材の継手添え板			ひのき、赤松、米松、米ひ
栓・くさび・だば・どっこ			かし、けやき、なら

5.1.5 表面仕上げ

見え掛け面の仕上げは、4.1.4【表面仕上げ】による。

5.1.6 接合具及び接合金物

(a) 釘

(1) 釘は、4.1.2【材料】(i)(1)による。

(2) 長さの表示のない場合の釘の長さは、打ち付ける板厚の2.5倍以上を標準とする。

(b) 釘以外の接合具及び接合金物

釘以外の接合具及び接合金物は、4.1.2(i)(2)から(5)による。

5.1.7 防腐・防蟻処理

(a) 土台の防腐・防蟻処理

土台の防腐・防蟻処理は、特記による。特記がなければ、(i)又は(ii)により適用は特記による。

(i) ひのき、ひば、米ひ、米ひば、くり、けやき、米杉、台湾ひのき、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや若しくはウェスタンレッドシーダーを用いた製材、又はこれらの樹種を使用した構造用集成材若しくは構造用単板積層材を用いる。

(ii) 4.1.5〔防腐・防蟻・防虫処理〕による防腐・防蟻処理を行った木材を用いる。

(b) 土台以外の防腐・防蟻処理

土台以外の防腐・防蟻処理は、特記による。特記がなければ、(i)及び(ii)による。

(i) 地面からの高さが1 m以内の外壁の軸組（室内側に露出した部分を除く。）の防腐・防蟻処理は、①から③のいずれかとし、適用は特記による。

① ひのき、ひば、米ひ、けやき、台湾ひのき、杉、から松、米杉、くり、ダフリカから松、米ひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、米松（ダグラスファー）、ウェスタンレッドシーダー、アピトン、ウェスタンラーチ、カプール、ケンパス、セランガンバツ、タマラック若しくはパシフィックコーストイエローシーダーを用いた製材、又はこれらの樹種を使用した化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材若しくは構造用単板積層材を用いる。

② 断面寸法120×120 (mm) 以上の製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。

③ 4.1.5による薬剤処理を施した製材、化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を用いる。

(ii) 地面からの高さが1 m以内の外壁の木質系下地材（室内側に露出した部分を除く。）の防腐・防蟻処理は、4.1.5による薬剤処理を施した製材、構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード（Pタイプ）又はMDF（Pタイプ）を用いる。

2 節 軸 組

5.2.1 土台

(a) 土台の断面寸法は、特記による。

(b) 継手は、柱及び床下換気口の位置を避け、腰掛あり継ぎ又は腰掛かま継ぎとする。

(c) 仕口は、次による。

(1) 隅部取合部は、大入れ小根ほぞ差し割りくさび締め又は片あり掛けとする。

(2) T字取合部及び十字取合部は、大入れあり掛けとする。

5.2.2 火打土台

火打土台は、次のいずれかによる。

(1) 木材の火打土台とする場合は、次による。

(i) 断面寸法は、特記がなければ、45×90 (mm) とする。

(ii) 見付け平使いとし、土台との仕口は、傾ぎ大入れとし、釘2-N90打ちとする。

(2) 鋼製火打とする場合は、特記による。

(3) 火打土台を省略する場合の床組等は、5.8.7に準ずる。ただし、胴差及び床梁を土台又は大

引に読み替える。

5.2.3 柱

- (a) 柱の断面寸法は、特記による。
- (b) 隅柱（出隅、入隅）の断面寸法は、特記による。
- (c) 階数が2の建物における隅柱に通し柱を用いる場合の断面寸法は、特記による。

5.2.4 間柱

- (a) 間柱の断面寸法は、特記による。特記がなければ、柱の幅の三つ割り程度とする。また、その間隔は、下地材等に応じて適切に設置するものとし、特記がなければ、間隔450mm程度とする。
- (b) 横架材との仕口は、次のいずれかとする。
 - (1) 上部は短差し下部突付けとし、下部は釘N75を斜め打ちする。
 - (2) 上・下部とも大入れとし、釘N75を斜め打ちする。
- (c) 筋かい当たりは、間柱を切り欠き、釘2-N75を平打ちする。
- (d) 通し貫当たりは、添え付けて釘2-N65を平打ちする。

5.2.5 胴差

- (a) 断面寸法は、特記による。
- (b) 継手は、梁及び筋かいを受ける柱間を避け、柱より持ち出し、追掛大栓継ぎ又は腰掛かま継ぎとする。
- (c) 通し柱との仕口は、傾ぎ大入れ短差しとし、金物による補強は次のいずれかとし、適用は特記による。
 - (1) 短ざく金物S当て六角ボルトM12締め、スクリュー釘ZS50打ちとする。
 - (2) かね折り金物SA当て六角ボルトM12締め、スクリュー釘ZS50打ちとする。
 - (3) 羽子板ボルトSB締めとする。

5.2.6 軒桁

- (a) 断面寸法は、特記による
- (b) 継手は、梁を受ける柱間を避け、柱より持ち出し、追掛大栓継ぎ、腰掛かま継ぎ又は腰掛あり継ぎとする。

5.2.7 間仕切桁（頭つなぎ）

- (a) 継手は、梁を受ける柱間を避け、柱より持ち出し、腰掛かま継ぎ又は腰掛あり継ぎとする。
- (b) 主要な間仕切桁と桁又は胴差とのT字取合部の仕口は、大入れあり掛けとし、羽子板ボルトSB締めとする。

5.2.8 まぐさ・窓台

柱・間柱との仕口は、一方は、柱へ傾ぎ大入れ短差し、他方は、傾ぎ大入れとし、ひら金物SM-12を当て太め釘4-ZN65打ち又はかすがいC120若しくはC150片面打ちとする。

5.2.9 木造筋かい

- (a) 断面寸法は、特記がなければ、30×90（mm）とする。
- (b) 見付け平使いとし、上下端部の仕口は3節による。
- (c) 筋かいが間柱と取り合う部分は、間柱を筋かいの厚さだけ欠き取って筋かいを通す。
- (d) 断面寸法が90×90(mm)以上の筋かいの交差部は、筋かいの一方を通し、他方は筋かい当たり傾ぎ大入れ、それぞれ六角ボルトM12締めとする。

5.2.10 通し貫

柱に差し通し、両面からくさび締め又は釘打ちとする。

5.2.11 木ずり

- (a) 断面寸法は、特記がなければ、12×75 (mm) とする。
- (b) 継手は、柱・間柱心で突き付け、5枚以下ごとに乱継ぎとする。
- (c) 柱・間柱等への留付けは、板そば20mm程度に目透し張りとし、それぞれ釘2-N50平打ちとする。

3節 軸組の仕口

5.3.1 適用範囲

この節は、階数2以下の軸組の仕口に適用する。

5.3.2 筋かい端部の仕口

筋かいの端部における仕口は、特記がなければ、筋かいの種類に応じて、次の接合方法による。

- (1) 厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材による筋かいの場合

筋かいプレートBPを、筋かいに対して角根平頭ボルトM12締め及び太め釘3-ZN65平打ち、柱に対して太め釘3-ZN65平打ち、横架材に対して太め釘4-ZN65平打ちとしたもの。

- (2) 厚さ45mm以上で幅90mm以上の木材による筋かいの場合

筋かいプレートBP-2を、筋かいに対して角根平頭ボルトM12締め及びスクリュー釘7-ZS50平打ち、柱及び横架材に対してそれぞれスクリュー釘5-ZS50平打ちとしたもの。

- (3) 厚さ90mm以上で幅90mm以上の木材による筋かいの場合は、特記による。

5.3.3 耐力壁となる軸組の柱と横架材の仕口

- (a) 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口は、特記がなければ、軸組の種類及び柱の位置に応じて表5.3.1による。
- (b) 軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法は、表5.3.2による。

表5.3.1 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口

柱の位置 軸組の種類		平屋部分又は最上階の柱		その他の柱		
		出隅の柱	その他の軸組端部の柱	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が当該階の柱が出隅でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅でない場合
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	(ろ)	(い)	(に)	(ろ)	(い)
	その他の柱	(に)	(ろ)			
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	(は)	(ろ)	(と)	(は)	(ろ)
	その他の柱	(ほ)				
右に掲げる面材を4節又は5節による方法で打ち付けた壁を設けた軸組	構造用合板特類、厚さ7.5mm以上	(ほ)	(ろ)	(ち)	(へ)	(は)
	パーティクルボード(曲げ強さの区分が8タイプ以外)厚さ12mm以上					
	構造用パネル					
厚さ30mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		(と)	(は)	(り)	(と)	(に)
厚さ45mm以上幅90mm以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		(と)	(に)	(ぬ)	(ち)	(と)

(注) 表中の記号は、表5.3.2の工法を示す。

表5.3.2 軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法

記号 (表5.3.1)	仕口の工法
(い)	短ほぞ差し、かすがいC120若しくはC150打ち又はこれらと同等以上の接合方法としたもの。
(ろ)	長ほぞ差し込み栓打ち若しくはかど金物CP・Lを、柱及び横架材に対してそれぞれ太め釘5-ZN65を平打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの。
(は)	かど金物CP・Tを用い、柱及び横架材にそれぞれ太め釘5-ZN65を平打ちしたもの若しくは山形プレートVPを用い、柱及び横架材にそれぞれ太め釘4-ZN90を平打ちしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの。
(に)	羽子板ボルトSB・F2又はSB・E2を用い、柱に対して六角ボルトM12締め、横架材に対して角座金W4.5×40を介してナット締めをしたもの若しくは短ざく金物Sを用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルトM12締めとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの。
(ほ)	羽子板ボルトSB・F又はSB・Eを用い、柱に対して六角ボルトM12締め及びスクリュー釘ZS50打ち、横架材に対して角座金W4.5×40を介してナット締めしたもの又は短ざく金物Sを用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルトM12締め及びスクリュー釘ZS50打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの。
(へ)	引き寄せ金物HD-B10又はS-HD10を用い、柱に対して六角ボルト2-M12、横架材、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた座金付きボルトM16W（布基礎に対してはアンカーボルトM16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。
(と)	引き寄せ金物HD-B15又はS-HD15を用い、柱に対して六角ボルト3-M12、横架材（土台を除く。）、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16（布基礎に対してはアンカーボルトM16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。
(ち)	引き寄せ金物HD-B20又はS-HD20を用い、柱に対して六角ボルト4-M12、横架材（土台を除く。）、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16（布基礎に対してはアンカーボルトM16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。
(り)	引き寄せ金物HD-B25又はS-HD25を用い、柱に対して六角ボルト5-M12、横架材（土台を除く。）、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16（布基礎に対してはアンカーボルトM16）を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの。
(ぬ)	(と)に掲げる仕口を2組用いたもの。

5.3.4 耐力壁でない軸組の柱と横架材の仕口

(a) 柱の端部と横架材との仕口は、次のいずれかにより、適用は特記による。ただし、隅柱と土台の仕口は、(b)による。

- (1) 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートVPを当て太め釘8-ZN90打ちとする。
- (2) 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物CP・L又はCP・Tを当て太め釘10-ZN65打ちとする。
- (3) 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込み栓打ちとする。
- (4) 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、ひら金物SM-12を当て太め釘4-ZN65打ちとする。
- (5) 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かすがいC120又はC150打ちとする。
- (6) (1)から(5)と同等以上の緊結が保たれる方法とし、特記による。

(b) 隅柱と土台との仕口は、次のいずれかとし、適用は特記による。

- (1) 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かど金物CP・L又はCP・Tを当て太め釘10-ZN65打ちとする。
- (2) 長ほぞ差しとし、込み栓打ちとする。
- (3) 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かすがいC120又はC150打ちとする。
- (4) 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、引き寄せ金物HD-B10又はS-HD10を用いて緊結する。
- (5) 土台木口と隅柱との取合いを落しありとする場合は、かど金物CP・L又はCP・Tを両面に当て太め釘20-ZN65打ちとする。
- (6) (1)から(5)と同等以上の緊結が保たれる方法とし、特記による。

4節 大壁造の面材耐力壁

5.4.1 大壁耐力壁の種類等

構造用合板及び各種ボード類（以下「構造用面材」という。）による面材耐力壁の種類、材料、工法等は、表5.4.1により、その種類、厚さ等は、特記による。

表5.4.1 面材耐力壁の種類、材料、工法等

構造用面材の種類	材 料	釘打ちの方法	
		釘の種類	釘の間隔
構造用合板	5.1.4(b)(6)による構造用合板で、接着の程度は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	150mm以下
パーティクルボード	5.1.4(b)(8)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。		
構造用パネル	5.1.4(b)(7)による構造用パネルとする。		
ハードボード	5.1.4(b)(10)によるハードボードで、曲げ強さの種類は、35タイプ又は45タイプとし、厚さは5mm以上とする。		
硬質木片セメント板	5.1.4(b)(11)による硬質木片セメント板とし、厚さは12mm以上とする。	GNF40 又は GNC40	150mm以下
せっこうボード	5.1.4(b)(12)によるせっこうボードで、厚さは12mm以上とする。		
シーリングボード	5.1.4(b)(14)によるシーリングボードとし、厚さは12mm以上とする。	SN40	1枚の壁材につき外周部分は100mm以下、その他の部分は200mm以下
ラスシート	5.1.4(b)(15)によるラスシートで、種類はLS4とする。	N38	150mm以下

5.4.2 工法一般

- (a) 構造用面材は、柱又は間柱及び土台、梁、桁又はその他の横架材に、確実に釘で留め付ける。
- (b) 1階及び2階部の上下同位置に構造用面材の耐力壁を設ける場合は、胴差部において、構造用面材相互間に、原則として、6mm以上のあきを設ける。
- (c) 構造用面材を横張り又は縦張りとする場合で、やむを得ず、梁、柱等以外で継ぐ場合は、間柱及び胴縁等の断面を45×100（mm）以上とする。

5.4.3 構造用面材の張り方

- (a) 構造用合板の張り方は、910×2,730 (mm) 版の縦張りを原則とする。やむを得ず、910×1,820 (mm) 版を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
- (b) パーティクルボードの張り方は、構造用合板と同様とし、胴差部分以外の継目部分は2～3mmの隙間をあける。
- (c) 構造用パネルの張り方は、パーティクルボードと同様とする。
- (d) ハードボードの張り方は、パーティクルボードと同様とする。
- (e) 硬質木片セメント板の張り方は、壁軸組に防水テープを張るか又は壁全面に防水紙を張り、その上から910×2,730 (mm) 版を縦張りとする。
- (f) せっこうボードの張り方は、910×2,420 (mm) 版又は910×2,730 (mm) 版を縦張りとし、やむを得ず、910×1,820 (mm) 版を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。
- (g) シージングボードの張り方は、構造用合板と同様とする。
- (h) ラスシートの張り方は、910×2,420 (mm) 版又は910×2,730 (mm) 版の縦張りとし、土台から壁上端部まで張り付ける。また、ラスシートの施工に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 見切りの各部には、水切、雨押えを設ける。
 - (2) 継目は、横重ね代を一山重ねとし、縦重ね代を30mm以上とする。
なお、鉄板は鉄板で、ラスはラスで重ねる。
 - (3) 開口部等でラスシートを切り抜く場合は、事前に鉄板を短く、ラスを長くなるよう切断し、巻き込む。

5 節 真壁造の面材耐力壁

5.5.1 真壁耐力壁の種類等

構造用面材による真壁造の面材耐力壁は、表5.5.1による受材を用いる場合（受材タイプ）及び表5.5.2による貫を用いる場合（貫タイプ）に区分し、その適用、タイプごとの種類、厚さ等は、特記による。

表5.5.1 面材耐力壁の種類、材料、工法等（受材タイプ）

構造用面材の種類	材 料	釘打ちの方法	
		釘の種類	釘の間隔
構造用合板	5.1.4(b)(6)による構造用合板で、接着の程度は特記とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	150mm以下
パーティクルボード	5.1.4(b)(8)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。		
構造用パネル	5.1.4(b)(7)による構造用パネルとする。		
せっこうラスボード	5.1.4(b)(9)によるせっこうラスボードで、厚さは9mm以上とし、その上にJIS A 6904（せっこうプラスター）によるせっこうプラスターを厚さ15mm以上塗る。	GNF32 又は GNC32	
せっこうボード	5.1.4(b)(12)によるせっこうボードで、厚さは12mm以上とする。	GNF40 又は GNC40	

表5.5.2 面材耐力壁の種類、材料、工法等（貫タイプ）

構造用面材の種類	材 料	釘打ちの方法	
		釘の種類	釘の間隔
構造用合板	5.1.4(b)(6)による構造用合板で、接着の程度は特類とし、厚さは7.5mm以上とする。	N50	150mm以下
パーティクルボード	5.1.4(b)(8)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。		
構造用パネル	5.1.4(b)(7)による構造用パネルとする。		
せっこうラスボード	5.1.4(b)(13)によるせっこうラスボードで、厚さは9mm以上とし、その上にJIS A 6904（せっこうプラスター）によるせっこうプラスターを厚さ15mm以上塗る。	GNF32 又は GNC32	150mm以下
せっこうボード	5.1.4(b)(12)によるせっこうボードで、厚さは12mm以上とする。		

5.5.2 工法一般

(a) 構造用面材の下地に受材を用いる場合は、次による。

- (1) 受材は30×40 (mm) 以上とする。
- (2) 受材は、柱及び梁、桁、土台又はその他の横架材に、釘N75以上を300mm以下の間隔で平打ちする。
- (3) 構造用面材は、受材並びに間柱及び胴つなぎ等に留め付ける。
- (4) 構造用面材を受材以外で継ぐ場合は、間柱又は胴つなぎ等の断面を45×65 (mm) 以上とする。

(b) 構造用面材の下地に貫を用いる場合は、次による。

- (1) 貫は15×90(mm)以上とする。
- (2) 貫は5本以上設ける。
- (3) 最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔は、300mm程度以下とし、その他の貫の間隔は610mm以下とする。
- (4) 貫を柱に差し通す場合は、両面からくさび締め又は釘打ちとする。
- (5) 貫の継手は、おおむね柱心で突付けとする。
- (6) 柱との仕口は、柱の径の1/2程度差し込みくさび締め又は釘打ちとする。
- (7) 構造用面材は、貫に確実に釘で留め付ける。
- (8) 構造用面材を継ぐ場合は、貫上で行う。

5.5.3 構造用面材の張り方

(a) 受材を用いた構造用面材の張り方は、次による。

- (1) 構造用合板の張り方は、5.4.3(a)による。
- (2) せっこうラスボードの張り方は、910×2,420 (mm) 版を縦張りとし、やむを得ず、910×1,820 (mm) 版を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。その上にせっこうプラスターを塗る場合は、11章4節【せっこうプラスター塗り】による。
- (3) せっこうボードの張り方は、910×2,420 (mm) 版を縦張りとし、やむを得ず、910×1,820 (mm) 版を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。

(b) 貫を用いた構造用面材の張り方は、次による。

- (1) 構造用合板の張り方は、原則として、横張りとする。
- (2) せっこうラスボードの張り方は、原則として、横張りとする。その上にせっこうプラスター

を用いる場合は、11章4節による。

(3) せっこうボードの張り方は、原則として、横張りとする。

6節 小 屋 組

5.6.1 小屋梁

(a) 断面寸法は、特記による。

(b) 末口135mm以上の丸太の継手は、受材上で台持継ぎとし、下木にだぼ2本を埋め込み、かすがいC120若しくはC150両面打ちとするか又は六角ボルト2-M12締めとする。受材当たりは渡りあごとし、手違いかすがいCC120又はCC150打ちとする。

(c) 末口135mm未満の丸太の継手は、受材上で遣違いとし、六角ボルト2-M12締めとする。受材当たりは渡りあごとし、手違いかすがいCC120又はCC150打ちとする。

(d) 製材又は構造用集成材を用いる場合の継手は、柱より持ち出し、追掛大栓継ぎとするか、又は梁せいが120mm程度のものは、大材を持ち出し腰掛かま継ぎとし、短ざく金物S両面当て、六角ボルト2-M12締めとする。

(e) 軒桁又は敷桁との仕口は、かぶとあり掛け又は渡りあごとし、いずれも羽子板ボルトSB締めとする。また、上端そろえとする場合の仕口は、大入れあり掛けとし、羽子板ボルトSB締めとする。

5.6.2 小屋束

(a) 断面寸法は、特記による。

(b) 上部・下部の仕口は、短ほぞ差しとし、かすがいC120若しくはC150両面打ち又はひら金物SM-12当て太め釘4-ZN65打ちとする。

5.6.3 棟木・母屋

(a) 断面寸法は、次による。

(1) 母屋の断面寸法は、特記による。

(2) 棟木の断面寸法は、母屋の断面寸法以上とし、特記による。

(b) 継手は、束の位置を避け、束より持ち出して、腰掛かま継ぎ又は腰掛あり継ぎとし、釘2-N75打ちとする。

(c) T字部の仕口は、大入れあり掛けとし、上端よりかすがいC120又はC150打ちとする。

5.6.4 桁行筋かい・振れ止め

(a) 断面寸法は、特記がなければ、15×90 (mm) とする。

(b) 束に添え付け、釘2-N50平打ちとする。

5.6.5 垂木

(a) 断面寸法は、特記による。

(b) 継手は、乱に配置し、母屋上端でそぎ継ぎとし、釘2本打ちとする。

(c) 軒先部以外の留付けは、受材当たり釘N75で両面を斜め打ちとする。ただし、垂木のせいが45mm程度の場合は、釘N100を脳天打ちとすることができる。

(d) 軒先部の留付けは、桁へひねり金物ST、折曲げ金物SF又はくら金物SSを当て、太め釘ZN40打ちとし、すべての垂木を留め付ける。

(e) 瓦棒葺屋根の場合の垂木間隔は、瓦棒の留付け幅と同一とする。

5.6.6 火打梁

小屋組の火打梁は、5.8.6による。

7 節 屋根野地、軒回り等

5.7.1 屋根野地

屋根野地の材料及び工法は次により、その適用、厚さ等は、特記による。

(1) ひき板野地板

- (i) ひき板の厚さは、特記がなければ、9mmとする。
- (ii) 継手は、板の登り約10枚ごとに乱継ぎとし、継手は垂木心で突付けとする。
- (iii) 取付けは、垂木に添え付け、垂木当たり釘2-N38平打ちとする。

なお、板そばは、見え隠れの場合は添え付け、見え掛りの場合はすべり刃又は相じゃくりとする。

(2) 合板野地板

- (i) 合板は、5.1.4(b)(6)による構造用合板とし、特記がなければ、接着の程度は1類、厚さは9mmとする。
- (ii) 取付けは、間隔150mm程度に受材当たり釘N38を平打ちする。

(3) パーティクルボード野地板

- (i) パーティクルボードは、5.1.4(b)(8)により、特記がなければ、曲げ強さ及び接着剤による区分は13P又は13Mとし、厚さは12mmとする。
- (ii) 取付けは、間隔150mm程度に、受材当たり釘N50を平打ちし、継目部分は2～3mmの隙間をあける。

なお、軒及び妻側の部分に使用する広小舞、登りよど、破風板等には木材を使用する。

(4) 構造用パネル野地板

- (i) 構造用パネルは、5.1.4(b)(7)による。
 - (ii) 取付けは、間隔150mm程度に、受材当たり釘N50を平打ちし、継目部分は隙間をあける。
- なお、軒並び妻側の部分に使用する広小舞、登りよど、破風板等には木材を使用する。

5.7.2 鼻隠

(a) 継手の位置は、垂木心とし、次のいずれかにより、垂木当たりに釘打ちとする。

- (1) 突付け継ぎ又はそぎ継ぎとする。
- (2) 厚木の場合は、隠し目違い入れとする。

(b) 破風板との取合いは、突付け釘打ちとする。

5.7.3 破風板

継手の位置は、母屋心とし、次のいずれかにより、棟木、母屋及び桁当たりに釘打ちとする。

- (1) そぎ継ぎ又は突付け継ぎとする。
- (2) 厚木の場合は、隠し目違い入れとする。

5.7.4 広小舞・登りよど

(a) 広小舞の継手は、鼻隠の継手の位置を避け、垂木心で突付け継ぎとし、垂木当たり釘打ちとする。

(b) 登りよどの継手は、破風板の継手の位置を避け、母屋心で突付け継ぎとし、受材当たり釘打ちとする。

(c) 広小舞と登りよどの仕口は、大留め、釘打ちとする。

(d) 広小舞及び登りよどの見え掛りの野地板との取合いは、相じゃくり、釘打ちとする。

5.7.5 面戸板

垂木相互間へはめ込み、釘打ちとする。

8節 床 組

5.8.1 大引

- (a) 断面寸法は、特記による。
- (b) 継手は、床束心から150mm程度持ち出し、相欠き継ぎのうえ、釘2-N75打ちとするか又は腰掛あり継ぎとする。
- (c) 仕口は、次による。
 - (1) 土台との取合いは、大入れあり掛け、腰掛け又は乗せ掛けとし、いずれも釘2-N75斜め打ちとする。
 - (2) 柱との取合いは、添え木を柱に取り付けたのち、乗せ掛けとするか、柱に大入れとし、いずれも釘2-N75斜め打ちとする。

5.8.2 床束

- (a) 断面寸法は、特記がなければ、90×90 (mm) とする。
- (b) 上部仕口は、次のいずれかによる。
 - (1) 大引に突付けとし、釘N75を斜め打ちのうえ、ひら金物SM-12を当て太め釘4-ZN65打ち又はかすがいC120若しくはC150打ちとする。
 - (2) 大引へ一部びんた延ばしとし、釘2-N65平打ちとする。
 - (3) 大引に目違いほぞ差しとし、釘2-N75斜め打ちとする。
- (c) 下部は、束石に突付けとし、根がらみを床束に添え付け釘打ちする。

5.8.3 根太掛

- (a) 断面寸法は、特記がなければ、24×90 (mm) とする。
- (b) 継手は、柱心で突付け継ぎとし、釘2-N75平打ちとする。
- (c) 留付けは、柱又は間柱当たりに釘2-N75平打ちとする。

5.8.4 根太

- (a) 断面寸法は、特記による。
- (b) 根太間隔は、畳床の場合は450mm程度とし、その他の場合は300mm程度とする。
- (c) 継手は、受材心で突付け継ぎとし、釘N90平打ちとする。
- (d) 梁又は大引との取合いは、置渡しとし、釘2-N75斜め打ちとする。ただし、根太のせいが90mm以上の場合は、大入れ又は渡りあご掛けとし、釘2-N75を斜め打ちとする。
- (e) 床組に根太を用いない場合の工法等は、特記による。

5.8.5 2階床梁

- (a) 断面寸法は、特記による。
- (b) 継手は、次のいずれかとする。
 - (1) 受材上で大材を下にして台持ち継ぎとし、六角ボルト2-M12締めとする。
 - (2) 上木先端部が受材心より150mm程度になるように、下木を持ち出し、追掛大栓継ぎとする。
 - (3) 上木先端部が受材心より150mm程度になるように、下木を持ち出し上端をそろえ、腰掛かま継ぎとし、短ざく金物S両面当て、六角ボルト2-M12締めスクリュー釘3-ZS50打ちとする。
- (c) 仕口は、次のいずれかによる。
 - (1) 柱との取合いは、傾ぎ大入れ短ほぞ差しとし、羽子板ボルトSB締めとする。
 - (2) T字取合いは大入れあり掛けとし、羽子板ボルトSB締めとする。
 - (3) 受材が横架材の場合は、受材との取合いは、渡りあご掛けとする。

5.8.6 火打梁

火打梁は、次のいずれかによる。

(1) 木材の火打梁とする場合は、次による。

(i) 断面寸法は、特記がなければ、90×90 (mm) とする。

(ii) 梁・胴差・桁等との仕口は、傾ぎ大入れとし、六角ボルトM12締めとする。ただし、梁・胴差・桁等の上端又は下端に取り付ける場合は、渡りあご又はすべりあごとし、いずれも六角ボルトM12締めとする。

(2) 鋼製火打とする場合は、特記による。

5.8.7 火打梁を省略する場合の床組の補強方法

火打梁を省略する場合は特記により、床組の補強方法は、次による。

(1) 床梁の断面寸法は105×105 (mm) 以上とし、特記による。その間隔は1,820mm程度とし、梁間方向又は桁行方向に配置する。

(2) 根太の断面寸法は45×105 (mm) 以上とし、特記による。

(3) 床梁・胴差と柱の仕口、床梁と胴差の仕口は、金物、ボルトを用いて緊結して補強する。

(4) 根太と床梁及び胴差の上端高さが同じ場合の取合いは、次による。

(i) 根太の間隔は500mm以下とする。

(ii) 根太は、床梁・胴差に大入れ落とし込み、釘2-N75斜め打ちとするか又は根太受け金物JH等を用いて床梁・胴差に留め付ける。

(iii) 床下張り板は次により、適用は特記による。

① 5.1.4(b)(6)による構造用合板とし、特記がなければ、接着の程度は1類、厚さは12mmとする。

② 5.1.4(b)(8)によるパーティクルボードとし、強度及び接着剤による区分は13Pタイプ又は13Mタイプ、厚さは15mmとする。

③ 5.1.4(b)(7)による構造用パネルとする。

(iv) 床下張り板の張り方は、床下張り板の長手方向を根太と直交させ、かつ、千鳥張りとし、胴差及び床梁に20mm以上乗せて釘打ちする。床下張り板は、根太等の受材上で突付け継ぎとする。

(v) 床下張り板の釘打ちは、床下張り板を釘N50を用い間隔150mm以下で、根太、床梁、胴差及び受材に平打ちして固定する。

(5) 根太と床梁及び胴差の上端高さが異なる場合の取合いは、次による。

(i) 根太の間隔は340mm以下とする。

(ii) 床梁等に直交する根太は、渡りあご掛けとし、釘2-N75斜め打ちとする。また、根太に直交する床梁及び胴差の際には、根太と同寸以上の受材を設ける。際根太及び受材は、床梁又は胴差に釘N90で間隔250mm以内に千鳥に平打ちする。

(iii) 床下張り板の品質及び張り方は、(4)(iii)及び(v)による。

(iv) 床下張り板の釘打ちは、床下張り板を釘N50を用い間隔150mm以下で、根太、際根太及び受材に平打ちして固定する。